

## 介護保険サービスの利用者負担額が軽減される制度があります

仁多福祉会、よこた福祉会等が提供する介護保険サービスをご利用の方のうち、次の要件を全て満たす方は、利用者負担額の25%（老齢福祉年金受給者は50%）が軽減されますので、適用を受けたい方は必ず申請してください。

### ◆軽減を受けるための要件

市町村住民税非課税世帯のうち、次の要件を全て満たす方

- ①年間収入が150万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに50万円加算）
- ②預貯金等の額が350万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに100万円加算）
- ③日常生活に供する資産（居住家屋等）以外に保有資産がないこと
- ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと

### ◆申請場所

健康福祉課（役場仁多庁舎）又は税務課（役場横田庁舎）

### ◆申請期間

随時受付  
（ただし、申請した月の初日から適用となります）

### ◆申請に必要なもの

- ①介護保険被保険者証
- ②貯金通帳・有価証券（世帯員名義のもの全て）
- ③年金額（年額）のわかるもの
- ④加入医療保険の被保険者証

### ◆軽減の対象となるサービスの種類と費用

介護保険サービスの種類	軽減される費用
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護サービス費、食費、居住費
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護サービス費、食費、滞在費
通所介護（デイサービス）	介護サービス費、食費
訪問介護（ホームヘルプ）	介護サービス費

【お問い合わせ】健康福祉課 保険グループ 有線31-5122 電話54-2511

## 子宮頸がん予防ワクチン接種について

子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）接種は、令和4年4月より積極的勧奨が再開されました。

子宮頸がん予防ワクチンは、子宮頸がんの原因とされているHPV（ヒトパピローマウイルス）の感染を防ぐためのワクチンです。

また、接種の勧奨が差し控えられていた時期に定期予防接種の対象であった方も、無料で接種を受けることができます（キャッチアップ接種）。

接種の有効性やリスク等を十分理解されたうえで、接種についてご検討ください。詳しくは対象者の方へ送付する個別通知または、町のホームページをご確認ください。

	定期予防接種	キャッチアップ接種 （接種期限：令和7年3月31日）
対象者	○小学校6年生～高校1年生相当の女子 （平成18年4月2日～平成23年4月1日 生まれの女子）	次の2つを満たす方 ○平成9年4月2日～平成18年4月1日生 まれの女性 ○過去にHPVワクチンの接種を合計3 回受けていない方
個別通知	中学校1年生・高校1年生相当の女子	上記の対象者
接種回数	3回（全3回の接種に約6か月の期間がかかります）	
費用	無 料	
持参するもの	予診票（個別通知と一緒に送付します）・母子健康手帳	

※定期予防接種対象者のうち個別通知の対象でない方も、予防接種を受けることができます。予診票をお渡ししますので、役場 仁多庁舎 健康福祉課、または横田庁舎 税務課へ母子健康手帳を持ってお越しください。

### 【お問い合わせ】

健康福祉課 健康づくり推進グループ  
有線：31-5146 電話：54-2781

HPVワクチンについての情報は  
こちら【厚生労働省ホームページ】



## 後期高齢者医療保険加入の皆様へ お知らせです

75歳以上の人・  
65歳～74歳で認定を  
受けて加入している人

【後期高齢者医療の保険証を更新します】※今年度は2回更新があります！

### 1回目の更新は8月1日です

- 現在の保険証（紫色）の有効期限は7月31日です。
- 新しい保険証（黄色）は、7月中旬から下旬にかけて特定記録郵便でお届けします。新しい保険証の有効期限は令和4年9月30日です。
- 令和3年中の所得等の状況により、医療機関等での窓口負担割合が変わることがあります。保険証に記載されている「一部負担金の割合」をご確認ください。

### 2回目の更新は10月1日です

- 後期高齢者医療の窓口負担割合の見直しにともない、10月にも保険証の切り替えを行います（負担割合が2割にならない人の保険証も新しい保険証に切り替わります）。
- 10月1日からお使いいただく保険証（緑色）は、9月中に特定記録郵便でお届けします。

【令和4年度分の保険料をお知らせします】

- 後期高齢者医療制度では、保険料率は2年ごとに改定されます。
- 令和4・5年度分の保険料率は、次のとおり決定されました。

	令和2・3年度	令和4・5年度	比較
所得割額	50,640円	50,880円	+240円
均等割率	9.55%	9.35%	△0.2ポイント

- 令和4年度分の保険料額は令和3年中の所得等の状況により計算し、7月下旬に郵便でお知らせします。

※新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免制度があります

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人等について、申請により後期高齢者医療保険料の減免を受けることができます。（事業収入等が前年に比べて3割以上減少することが見込まれる場合等の条件があります）

詳しくは役場健康福祉課または島根県後期高齢者医療広域連合（0852-20-7526）までお問い合わせください。

【制度を音声でご案内するCDを配布しています】

後期高齢者医療制度について、希望された人に音声版の「後期高齢者医療制度のしおり」のCDをお配りしています。また、貸出しも行っています。

希望する人は、役場健康福祉課または島根県後期高齢者医療広域連合までお知らせください。

【お問い合わせ】健康福祉課 保険グループ 有線：31-5123 電話：54-2511

## 有害鳥獣の捕獲・ 駆除実績

奥出雲町では、有害鳥獣捕獲班の皆さんに有害鳥獣を捕獲・駆除していただいています。

令和4年5月の捕獲・駆除頭数実績は次のとおりです。

地域	コホジ	イシジ	ヌキ	カラス	サギ類	その他
仁多地域	2	33	25	130	16	20
横田地域	6	6	17	0	0	1
合計	8	39	42	130	16	21

その他は、アナグマ、ヌートリア等の合計です。

有害鳥獣による農作物被害があった場合は、左記までご連絡ください。

【お問い合わせ】  
農林振興課 農業生産グループ  
有線 31-5288  
電話 54-2513

